

広島県港湾施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五号

広島県港湾施設管理規則の一部を改正する規則

広島県港湾施設管理規則（昭和二十八年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十五号に次の様式を加える。

(職員が常駐していない駐車場の場合 その3)

(表)

86 ミリメートル

IN

パスカード (定期券)

契約 No. 車両 No. 契約者名

有効期限 [] 年 [] 月 [] 日まで

54 ミリメートル

(裏)

86 ミリメートル

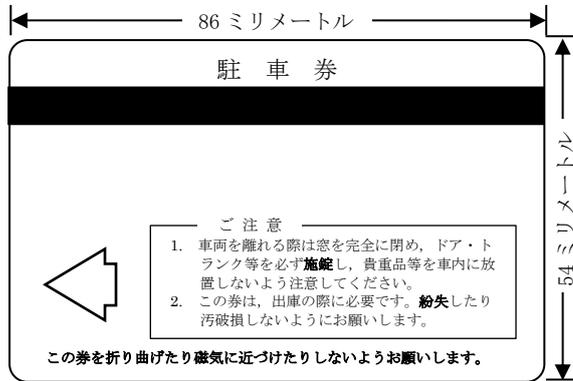
注意事項

1. 本券は指定車以外利用できません。
2. 本券の有効期間が終了したら返却して下さい。
3. 本券は磁気使用の為、磁石のそばに置かないで下さい。
4. 本券は直射日光があたるような場所への放置はさけて下さい。

54 ミリメートル

別記様式第十六号に次の一様式を加える。

(職員が常駐していない駐車場の場合 その3)



附 則

この規則は、令和五年三月一日から施行する。